

門真市議会 議会改革などのあゆみ

<本会議・委員会>

【7年6月】

●傍聴規則の改正

- ・標準市議会傍聴規則の一部改正及び体調管理のための水分補給を許容する内容を含めた改正

【7年4月】

●議会手続のオンライン化を可能とする規定を整備

- ・会議規則及び委員会条例の改正
- ・情報通信技術の活用に関する規程の制定

【4年2月】

●オンライン委員会の規定を整備

- ・委員会条例及び会議規則の改正、運営要綱の制定

※4年第3回定例会から開催要件を拡充することを決定（「定足数を欠くおそれがあるとき」から「対象委員が1人でもいるとき」に拡充）

【3年11月】

●新型コロナウイルス感染症等への対応を想定した議事運営指針の策定

【3年6月】

●会議規則の全部改正

- ・欠席事由の明確化（育児、看護、介護、配偶者の出産補助等を具体的な例示として規定
- ・出産の際の欠席期間（産前産後の母体保護の観点から出産に伴う欠席期間の範囲）を明文化
- ・その他標準市議会会議規則に準じた内容に改正

【3年5月】

●仮議長の選任

議長及び副議長とともに事故があるときに対応するため、議長の任期中において仮議長の選任を議長に委任することを決定

【2年3月】

●新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

議場・委員会室への入退場時の手指消毒、マスク着用、ドア等の適宜開放による換気、概ね1時間ごとの休憩、常任委員会での提案理由説明省略などの対策を実施

※3年第1回臨時会から、上記対策を当分の間、平時の対応とすることを決定

※4年第2回定例会以降、順次、通常運営に戻すことを決定

【30年12月】

●理事者（会議に出席する特別職・職員）へ配付する会議資料の電子化

※30年第3回定例会試行実施

【30年4月】

●議員へのタブレット端末導入に伴い「本会議録の製本」を廃止

【29年12月】

●議会ICTの導入（タブレット端末を議員1人1台導入）

●議員へ配布する会議資料の電子化（議案書等の一部資料は紙資料と併用）

※29年第3回定例会試行実施

【28年3月】

●一般質問における分割質問方式（選択制）の実施

※27年第4回定例会試行実施

●議場におけるBGMの実施

※27年第4回定例会試行実施

【27年7月】

●参考人の招致（民生常任委員会）

【27年5月】

●本会議における速記士の廃止

【27年2月】

●常任委員長報告の見直し

報告を審査結果のみに簡略化するとともに、審査経過については委員会審

査報告書の別紙として審査概要記録を作成し、議員には委員長報告のある本会議前日の終業までに連絡箱等で配付する。また、本会議終了後には、同記録をホームページに掲載する

【26年12月】

- 本会議の質問時におけるパネルや写真などの資料使用の通告制導入

【26年 9 月】

- 呼称の変更

- ・本会議 指名時の「君」「さん」、採決時の「諸君」「皆さん」
→ 指名時・採決時の議員は「議員」、氏名時の議員以外は「氏」
- ・委員会 採決時の「諸君」「皆さん」 → 「委員」

- 同種議案等の一括議題による本会議運営の効率化

※ 2 年第 4 回定例会以降、条例関係等議案、公営企業会計を除く予算関連議案並びに公営企業会計予算関連議案は、本会議においてそれぞれ一括議題とする。また、質疑は一括で行い、一括上程時、複数の議案に対する質疑があった際は答弁者ごとにまとめ順次それぞれの答弁者が一括で答弁

【25年 9 月】

- 議会中継（本会議録画映像配信）の開始
- 対面式質問席の議場への設置

【25年 3 月】

- 定例会・臨時会閉会后、希望者への議案書類の無償提供（1 人 1 部、10 部）を開始

【23年12月】

- 常任委員会「所管事項の報告と質問」の写しを傍聴者へ配付

【23年 6 月】

- 「質問者時間割」の傍聴者への配付

【21年 9 月】

- 「議案書類」の傍聴者への貸し出し

- ・ 21年度 5 部、22年度以降10部
- 議会開催予定の主要施設（6 カ所）への掲示
 - ・ 保健福祉センター、南部市民センター、公民館、文化会館、生涯学習センター、図書館本館

＜ホームページ＞

【30年4月】

- 議員へのタブレット端末導入に伴い「市政のしおり」を廃止

【29年12月】

- 会議録検索「スマホ版」の追加

【28年7月】

- 議会構成中、「過去の議会構成（市政のしおり抜粋）」の追加

【28年6月】

- 「議員の寄附行為について」の追加

【26年8月】

- 掲載項目のグループ化や、「市議会からのお知らせ」「門真市議会における災害発生時の対応マニュアル」「本会議・委員会の傍聴」の追加、関連リンクに組合HPの貼り付けなどを実施

【25年9月】

- 議会中継（本会議録画映像配信）の開始
- 「門真市議会議員政治倫理審査会」の追加
※26年7月に議員政治倫理条例、逐条解説等を追加し、「門真市議会議員政治倫理条例・政治倫理審査会」に改称

【24年11月】

- 「市政のしおり」「ガラスケ」の追加

【24年8月】

- 「提出議案一覧」内に「意見書・決議」の追加
- 意見書等の提出者と全文を24年6月定例会分から掲載

【24年1月】

- 議会ホームページのトップページの設定

【23年12月】

- 会議録検索システムへの特別委員会記録の追加

【23年10月】

- 「正副議長のあいさつ」の追加
- 「議員のホームページとメールのアドレス」の追加
- 「請願・陳情の提出方法」の追加

【23年1月】

- 「議員紹介（顔写真入り）」の追加

【22年9月】

- 「質問通告一覧表」の追加

【18年9月】

- 「提出議案一覧」の追加

<議会だより>

【4年2月】

- 多言語対応アプリ「カタログポケット」にて議会だよりを配信

【3年11月】

- 質問記事は、一般質問、委員会所管質問のどちらか一方を選択して掲載

【27年5月】

- 委員会質疑・答弁の掲載をQ&A方式に変更

【26年7月】

- 費用及び事務軽減のため、印刷製本・配付委託の契約について、広報紙と一本化（真ん中に掲載、付番は議会だよりで単独）

【26年5月】

- 定例会号を4ページから8ページに、臨時会号を2ページから4ページに拡大
- 文字サイズの拡大（10.75ポイント（15.5級）→12ポイント）や行数、段組みの見直し
- 紙面レイアウトの見直し
- 新規項目（紙面と議会HPとの連携、議員紹介・プロフィール（臨時会号のみ掲載）、議会用語の紹介、常任委員会視察のトピックスなど）

【24年5月】

- タブロイド判2ページから4ページに拡大（定例会号）
- 質問Q&Aの掲載（質問議員の顔写真入りなど）
- 文字サイズの拡大（15級平2→15.5級平2）
- 議員の紹介（会派ごとの議員顔写真）←5月1日号のみ
- 紙面4面をすべてカラー化

【24年2月】

- 議案の議員別態度の掲載
- 質問一覧に質問者名と会派名の追加

【23年12月】

●議会だより発行規程を制定し、編集委員会を設置

・編集委員会の構成：委員長（議長）、副委員長（副議長）、委員（各会派1名）

<議員定数>

【31年4月の一般選挙適用】

●議員定数の削減 21人→20人（▲1人）

【27年4月の一般選挙適用】

●議員定数の削減 22人→21人（▲1人）

【19年4月の一般選挙適用】

●議員定数の削減 28人→22人（▲6人）

<議員報酬>

【5年5月～】

●議員報酬の削減引き続き▲10%

【5年1月～4月】

●議員報酬の削減▲15%

【2年9月～4年12月】

●議員報酬の削減引き続き▲10%

【2年6月～8月】

●議員報酬の削減▲20%

【23年4月～】

●議員報酬の削減引き続き▲10%

【21年4月～23年3月】

●議員報酬の削減 ▲3% → ▲10%

<政務活動費（旧政務調査費）>

【29年4月】

- 交付月額を5.5万円から4.5万円に減額

【27年5月】

- 公開化

① 公開の方法と対象

- (1) ホームページ・・・収支報告書
- (2) 情報コーナー・・・収支報告書、領収書、会計帳簿等

② 公開予定時期

- (1) 25年度分・・・・・・・・27年5月
- (2) 26年度分以降・・・・次年度の7月

【26年4月】

- 交付月額を4.5万円から5.5万円に増額

【25年4月】

- 政務活動費への名称変更
- 「透明性の確保」の規定
- 充当科目の追加

【20年4月】

- 交付対象を会派及び会派に属さない議員から議員個人に変更
- 収支報告書への領収書等添付の義務づけ
- 交付月額を6万円から4.5万円に減額
- 使途基準の見直し

＜その他＞

【6年5月】

●議員住所等の公表の方針

- ・市議会ホームページ、議会だより及び議員名簿等において公表する議員の住所、電話番号等の内容は、個人の判断に委ねる。

※自宅の一部を事務所とし、かつ、当該事務所の管理費等に政務活動費を充てる場合は、当該自宅の住所及び電話番号は全て公表（6年9月）

【4年12月】

●門真市議会の個人情報の保護に関する条例の制定

【28年12月】

●議員研修会の実施

- ・各議員の政務活動費から費用を負担（28年12月、29年2月、29年10月、3年12月実施）

【27年12月】

●議会図書室規程の制定

【26年11月】

●議場と傍聴席の仕切り壁への欄干の設置（傍聴者の転落防止のため）

【26年5月】

●門真市議会における災害発生時の対応マニュアルの制定

災害マニュアルのファイル（連絡会議の概要や災害状況記録表など含む）を26年10月に議員と事務局職員へ配付

【25年5月】

●議員出退情報ディスプレイの設置（5カ所）

- ・本館1階（エレベーター横）・4階（エレベーター横、議会事務局内、西側廊下）、別館1階エレベータ横）

【25年4月】

●議員政治倫理条例制定

※一部改正及び同条例逐条解説の制定（26年6月）

- ・政治倫理基準の明確化
- ※一部改正（４年３月）
- ・議員の責務及び政治倫理基準の見直し

【23年７月】

- 議会改革協議会の設置（各派代表者協議会の下部で、議長の諮問による任意の組織（非公式、原則非公開）。議会改革の協議・実施方法で規定）
- ※議会改革の協議・実施方法【23年７月制定、24年６月・27年９月改正】
- ・現在の構成：議運の構成に準じて各会派から推薦する委員
＋オブザーバー（無所属議員）